

# 《 平成 30 年度 事業所向け各種日程表 》

## 1 請求受付締切日

締切日は、土日祝日にかかわらず毎月「10日」<sup>注1</sup>となります。

## 2 審査結果に関する各種通知書の送付及び支払日程

審査月	各種通知書の送付日		支払日 <sup>注3</sup>
	伝送請求事業所 <sup>注2</sup>	その他の事業所	
平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月 5 日 (木)	25 日 (水)	26 日 (木)
4 月	5 月 7 日 (月)	25 日 (金)	28 日 (月)
5 月	6 月 5 日 (火)	25 日 (月)	28 日 (木)
6 月	7 月 5 日 (木)	25 日 (水)	27 日 (金)
7 月	8 月 6 日 (月)	24 日 (金)	28 日 (火)
8 月	9 月 5 日 (水)	25 日 (火)	28 日 (金)
9 月	10 月 5 日 (金)	25 日 (木)	26 日 (金)
10 月	11 月 5 日 (月)	26 日 (月)	28 日 (水)
11 月	12 月 5 日 (水)	25 日 (火)	27 日 (木)
12 月	平成 31 年 1 月 7 日 (月)	25 日 (金)	28 日 (月)
平成 31 年 1 月	2 月 5 日 (火)	25 日 (月)	27 日 (水)
2 月	3 月 5 日 (火)	25 日 (月)	28 日 (木)

注 1 伝送請求の場合は、毎月 1 日 0 時から 10 日 24 時まで、24 時間いつでも送信ができます。その他の請求方法の場合は、毎月 10 日 17 時まで必着となります。なお、締切日 (10 日) は、土日祝日の場合も、本会窓口で受付を行っております。

注 2 伝送請求事業所の各種通知書は、送付日の 10 時以降に配信します。なお、「事業所別審査状況一覧表」は、別途 15 時以降に配信します。

注 3 債権譲渡・差し押さえに関して、供託等の支払手続きとなる場合の支払期限は、本会介護給付費審査支払規則第 11 条に基づき原則月末までとなります。

福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係

電話 024-523-2702 FAX 024-528-0989